



## 明日の相における協同組合への期待

島村 博 (協同労働法制化市民会議)

### 1. Note3 本稿への架橋

#### 目次

#### 1. Note3 本稿への架橋

##### 1. 前稿の整理

##### 2. エスパニユの「個人的観察」

#### 2. 予備的検討

##### 1. 協同組合企業の雇用開発能力をめぐって

##### 2. 雇用政策に協同組合促進策を依存または連関させることの是非

#### 3. 第3 システムに帰属する組織の要件 協同組合原則の社会的浸徹一般として

##### 1. EU 官僚たちの企業観念 -- 企業生態の転換期における起業環境として

##### 2. EU のパイロット事業の調査分析との関連で (以上、本号)

#### 4. 「社会的サービス」の提供主体の 企業性格問題と社会的役割問題

注 上記の編成の4を割愛し、次号から角度を変えて、「フランスにおけるNPO組織の協同組合化」に焦点を合わせて検討を続けることにする。

#### 1. 前稿の整理

Note3において欧州協同組合法制の構造区分をS. ゾムマーの研究に依拠して提示してみた。欧州に於ては1)for-profitとnot-for-profitとの間に区別を設けている国は実は稀であること、2)区別を設けている国では一般にfor-profit versus non-profitという図式となること、3)市場のplayerに着目した通例の区別は商業目的か非経済的目的かを前提とするもので、協同組合は概して前者に所属させられ(因にassociationは後者に属する)る。そうして協同組合に更に眼を転じれば、4)その淵源が構成員の利害を超える社会的機能を担い得る会社法(\*)か、拡大した家族経済に親しむ社団法かといった識別基準でさらに分け入ることが可能であること、こういった整理を試みた。

また、5)会社法系列の国々では組合の目的が社会的(または、その活動が生み出す恩恵を不特定多数の者が享受する、という言い方もできる)か、または、組合員の内部に止まるという意味で私的なものであるのかという点では、その傾きからして社会的であることを特色とする。6)反面で、社団法に由来する国々では当然にも「私的」(建前として、非組合員は組合の活動の恩恵に預かれない、

という言い方も可能である)目的にこだわる(“、ということも暗示しておいた(この筋での諸問題は多くの、古典的かつ現代的な問題とも深刻に絡んでいる。その検討は他日を期することにする)。

(\*)この意味では、例えば、会社法を淵原とするフランスにおいて協同組合が、その由来にまつわる事情はおくとして、組合員の自助に止まり得ない労働者協同組合として出発したこと、また、労働者協同組合が一貫して社会的役割を重視し、それが「社会的経済」の早い次期からの提唱にも繋がることは意義深いものがある。

(\*\*)たとえば、H-H.;MÜNKNER;Economie Sociale aus deutscher Sicht,S.17,1995での整理からすれば、「社会的目的」を持たない協同組合は、「私的経済」に分類される。「社会的目的」を有する協同組合は、例えば、イタリア、スペイン、ポルトガル、フランスの協同組合は、ドイツ人が言う「公共経済」(Gemeinwirtschaft)に属するものと観測されている。同種の事を Note1 で引用した E.DÜRFER も語る (Neue Hallesche Genossenschafts-Korespondenz,Band2/2000,SS.10-15.)。

そうしてまた、経営実体または建前として協同組合であることと、法的形態として協同組合法人を取得しているかどうかは、内容と形態という意味連関に必ずしも置かれるものではない。しかし、かの国で意味が少ないことが実はわが国では肝要な問題となることも指摘した。わが国では、厳格な法人法定主義により、形態と実体とは不即不離の関係に置かれているからである。

## 2. エスパニユの「個人的観察」

さて、本号で仏語版からの全文の翻訳が紹介されるが、「国際労働機構 協同組合振興に関する勧告案」を機縁とする F. エスパニユ氏による「個人的な観察」は、「当該国でも行われている反省的検討」の好個の例となる。そこでは、久しくフランス労協連を指導してきた者の口から、一般に協同組合の、特殊には労働者協同組合の「起業の可能性」を否定的に断じるコメントが寄せられているからである。これは、小稿を締めくくる上で看過できない論点となるので、ここに引用を行うと共に手短な検討をしておく。

エスパニユ曰く、

「私の眼からすれば、(CGSCOP: フランス労働者協同組合全国連合会といったナショナルな、あるいは、CECOP: 「欧州労協連」といった国際的な)協同組合の諸組織がこういったテーマを基にロビー活動をすることは、協同組合組織の由々しき政治的な誤りと思われる。第1に、職場一般をではなくて彼らの職場をこそ創出する労働者たちによる協同組合の設立ということと、既存の協同組合における多かれ少なかれ豊かな雇用<sup>(1)</sup>の増大ということとの混同が見られるからである。すなわち、いかなる経済研究といえども、他の企業においてよりも多くの雇用創出が見られるとする第2事例の仮説を根拠づけはしない。第2に、不適格な諸基準に基づいて、かつ、雇用<sup>(1)</sup>の創出ではなくて労働者たちを彼らの労働及び彼らの企業とに対して新しい関係に置くという協同組合の制度的目的に対する関係によることなく、協同組合を判定することを要求するものであるからだ。最後に、国家が、協同組合に対して、協同組合の種々の特質の承認ではなくして、他の企業には要求されない経済的成功の諸条件をこそ与えな

ければならないという処遇を優先させ、かつ、かかる処遇を労働市場の好不況及び状況に応じて変動させるという危険を侵すものであるからだ」と。

François ESPAGNE;Projet de Recommandation sur la promotion des Coopératives,in;PREMIÈRE RECOMMANDATION MONDIALE SUR LES COOPÉRATIVES,Dossier sur le rapport V(2) du BIT concernant la révision de recommandation 127/66 du BIT à approuver en juin 2001,pp.18-19.

(<sup>1</sup>)ここで言う「雇用」とは、雇用する、つまり、労使関係に組み込む、という意義での「雇用」に限定されない。フランス語の語法では、労使関係のない労働関係の下で働く者を迎え入れること、つまり、労働者協同組合に組合員として加入することも含むからである。それは、フランスの法制度(前号で紹介したCGSCOP原則についての翻訳を参照のこと)に由来する。だから、わが国での語法では、協同労働者としての就労、雇用労働者としての就労を含んでいると解されなければならない。つまり、ここで言う「雇用」とは、自営業を除外した「就労」という中立的で、広義の意味で理解されなければならない。しかし、かかる語法及びフランス(に留まらないし、また同国に代表されるわけでもないが)の擬制を筆者は肯定するものではない。

個々に深く検討しなければならない論点があるものの、さしあたり2つの問題を検討しておきたい。第1は、既存の研究において、協同組合の経営サークルにおける雇用創出の大きな可能性を示している学術的研究がないということ、つまり、労働者協同組合が仕事起こしをする大きな可能性を有するという主

張には根拠がないという点について、第2に、(労働者協同組合への組合員としての加入を含む)雇用創出政策と協同組合ひいては協同組合が提供する社会的サービスを促進する政策との混同を忌避しなければならないという点について、そしてそのコロラリー問題ともいべき、イタリアの社会的協同組合第2類型や、また、フランス他の「社会統合企業」に見られる長期失業者及びdisabled、disadvantagedの労働統合にからめて協同組合に対してなされている特殊の優遇措置の一般化は経営の不安定性をもたらすという点について。

## 2. 予備的検討

### 1. 協同組合企業の雇用開発能力をめぐって

第1の指摘は、C. ボルツァーガ教授よりEU第5総局に提出された報告書、「第3システム 雇用及び地域開発」巻2「キー・セクタ:近隣の・社会的サービス」の緒言での指摘に符合するかのようである。

曰く、

「ドゥローラ報告書が公刊されて以来、第3システムは、2つの別の観点からますます考察されるようになってきている。

1. 公的介入の縮小を可能にし、福祉システムへの民間融資を促進し、かつ、サービスをネットワーク化し、より競争的にした供給を発展させる福祉システム改革への貢献という意義で

2. 特に、国家もしくは地方の諸機関または営利企業により以前には提供されなかった社会的サービスを提供することによる仕事起こしへの寄与の意義で。

しかしながら、第3システムの雇用ポテンシャルの分析はまだ限定的で、また、仕事起こしのその能力は研究中なのである。

ドゥローラの洞察は・・・学問的な探究よりかは、第3システム組織が多くの仕事を効果的に増大させて来ているという事実に基づくものであるように思われる。換言すれば、社会的サービスの給付(そして、それ故に雇用)を増加させるために、公共的主体または私的な営利企業よりはむしろ第3システムの諸組織の発展を優先させ、または、少なくともそれに依存する必要があるのは何故であるのかの明白で、納得の行く説明がない、ということである。第3システムの諸組織は雇用に対し掛け値なしの貢献ができるという確信を正当とするその特有の長所とは何であるのか？

この問いへの解答は未だ与えられておらず、また、第3システムの組織の役割に与えられている解釈に基づくものなのである」と。

Prof. C. BORZAGA, The Third System, Employment and Local Development, Volume-2, p.i, 1999.

エスパニョの想定する「経済的研究」とは何かを問うまでもなく、御覧のような意義で学問的な説明が済んでいるわけではない。しかし、ボルツァーガは、雇用能力開発の事実の学問的確認が個別具体的な研究調査を介して進行中と言っているだけで、開発の事実がないとは言っていない。つまり、およそ学問一般の習性とも言えることであるが、研究者の側での事実への立ち後れを指摘しているにすぎない。だが、次のような事実認識もP.ロイドにより披露される。

曰く、

「イタリア及びスペインにおいては協同組合は経済および社会全体において重要な部分を形成しているが、他の国々ではもっと周縁的な地位(\*)を占めている。公共的サービスの給付に關与している相当の協同組合の能力は、しかし、出資をしている組合員の利益及び税法との関連における協同組合の地位に基づくその法的形態により制約されている」と。しかし、これは、一般としての協同組合についての言及であることがこれに続く次のくだりとの対比で明らかになる。因に、ここで言われる「能力」の「制約」とは、厳密には、協同組合の「私的」目的性格および協同組合の資本形成の問題と関わっての「制約」であることを見失わないことが大事である。

(\*)「周縁的な地位」とは、その地位が識別するには余りにも小さい、その活動分野が豊かな実りをもたらすものではない、という静態的な語用論的な意義ではなくて、当然にも動的な意味論的意義で理解されなければならない。つまり、当の対象となっている事柄に着目して言えば、やがては、現相においてセンターの位置を占めるものが没落し、現状においてフロンティアに登場したものがとって代わる、ということを明確に意味している。だが、残念ながら、固定的なもの見方に慣れている向きには理解不能の事柄ではある。ここで、70年代末まで日本で隆盛を誇った産業が、やがて、「重厚長大」という言葉で産業史における博物館に納められたことを思い起こすことは無駄ではない。

次のくだりとは、すなわち、「労働者協同組合または社会的協同組合は、ところが、法制度のフレームワークが許可している公的及び民間のサービス提供に關与することができるし、かつ、そうしている」と言う箇所であ

る。ここで、「関与」が何故に雇用開発と同義となるのかを詳述するには及ぶまい。これは本論の主題でもあり、このくたりでは、特殊に労働者協同組合が社会的サービスの給付に「法制度のフレームワークが許可」している範囲ではあるとはいえ、関与ができもすれば実行もしていることを確認しておくだけで十分である。とはいえ、「欧州の多くの国で、また、アメリカ合衆国で、社会的メリットを有する財貨のキープロバイダーとして広く受け入れられているのは、慈善的財団であり、not-for-profit 組織(\*)である。持続可能な資源は様々な資源よりなり、国庫、私的補助金、フィランソロピックな贈与……」という環境を背景として理解しておくことが、その必要条件となるであろう。

Prof. Peter LLOYD; The Third System, Employment and Local Development, Volum3-Tools to

Support the Development of the Third System, p.12, 1999.

(\*)この術語は便宜的に米国での non-profit 組織を含めた表現として使われている。

現状において、イタリア、スペイン以外は「周縁的な地位」に置かれる、という観測については、後に触れるが、社会的(正確には、ボルツァーガと同様に、「近隣のよしみの・社会的サービス neighbourhood social service」と表記すべきである) サービスを提供する諸組織の組織的進化またはライフ・サイクル(生成、発展そして消滅)的視角からの組織把握をめざさなければならないと考える。この意味で、「救恤機能 advocacy functions」を果たしている association が協同組合への移行との関連で検討される意義を持ってくる。

ところで、いわゆる福祉国家の行き詰まりとの関連でサービスを給付する諸組織内部での現在及び将来的な(法的形態上での)移行、没落といった動的な見方に慣れておかなければ、現状を固定化して将来を見てしまう、という愚を侵しかねないという戒めを課しておきたい。極言すれば、協同組合人は運動の主体として「未来を決定するものは過去」というピザンチンの時間概念、停滞の相対現状を観望する慣いから解放されることが必要である、と。

## 2. 雇用政策に協同組合促進策を依存または連関させることの是非

上に挙げたボルツァーガは、協同組合促進策を「社会政策」という術語で括っているにしても、「社会政策」と雇用政策とのリンクージュについては、分離するべきであるとの立場を表明している。その理由は、政策的オーバーラップは、第1に、提供される近隣のよしみの・社会的サービス(以下では、単に、社会的サービス)の質を低下させかねないこと、また、いわば、この波及効として、当該のサービスを提供する組織が限定された需要または民間の需要のない周縁的サービス組織に陥る危険が想定されること、第2に、社会的サービスの提供は時間射程の長いものであるに対して「労働統合」に条件付けられる補助金の給付は短射程で時間展望が異なること(これが、何を意味するかは今問わない)、また、リンクージュは、かかる分野でのサービス提供は、高度の技術、相当の専門性を要求されるといった労働市場関係の複雑さを考慮に入れたものではない、と言う。したがって、2つの政策は分離されるか、実行する活

動の種類に応じて長期失業者またはdisadvantagedを雇用するかどうかの自由をサービス主体に与えるべきである、と。

BORZAGA,ibid,p.32.なお、p.41及びp.51も合わせて参照いただきたい。

しかし、ここで、ボルツァーガは全面的な分離を説いているわけではなく、高度の技術、相当の専門性が要求される分野において「実行する活動の種類に応じて」と、していることに注意を払っておかなければならない。エスパニユのように、政策複合には原則的に反対である、としているわけではないからである。むしろ、環境分野でのサービス提供にかかわって、政策複合は積極的に打ち出されている。

この後者にかかわっては、Antxon OLABEによる問題把握は極めて示唆的である。

曰く、

「市民の創造的エネルギーを接合する社会モデルというビジョンは、2つの基本的な柱を具体化するものと思われる。社会的排除に対する闘い、すなわち、すべての欧州市民を一方で歓迎し、守り、統合し、他方でその発展を促進するコミュニティにおいて市民が己自身を見出すという放棄しえない原則の防衛 -- 世代内の公正さという原則。欧州市民の将来世代のニーズを彼らをして適切に満たすことを保証する天然資源を彼らが受け取るという、同じように放棄しえない権利の防衛 -- 世代間の正義の原則。」

ここでは、労働統合を積極的政策として打ち出す機縁となる「排除」が人的資源の不十分な利用(under-utilisation)として、環境破壊が天然資源、エネルギーの過剰利用として把握され、同一の地平で相互媒介的に解決

されるべき課題として設定されてくる。つまり、循環型社会をめざす諸施策は、長期失業者において破滅的な表現が与えられる「排除」の克服と一体化され、政策的リンケージが最初から予定されることになる。

Antxon OLABE;The Third System,Employment and Local Development,Volum-2,part 2 Environment,p.53.

公的補助金の給付が経営の安定性を弱める、という指摘についてはボルツァーガは同意している。こういった制度よりかは、大企業に有利な仕組となっている制度、たとえばEUの競争政策によって否定的な影響を被っている委託制度の改革をこそ問題にするべきである、と言う(ibid,p.34.)。オラベの報告においては、補助金支出プログラムの変更により苦境に喘ぐ事例の紹介が為されている(ibid,p.78.)。

図式的に整理をして言えば、直接の対人サービスの分野においては分離を、環境政策と関わっては複合を打ち出している、と判断しておいて良いであろう。だが、これをわが国に機械的に引き写す必要はないと考える。高度の技術、相当の専門性というときに、欧州における就学構造、高等教育機関への進学の数合いなど、相当にことなる事情が伏在しているからである。筆者の管見するところであるが、初等教育の中途(小学校4年程度)で高等教育機関に進学するかどうかのを選択を迫られ、また、その一方で同世代の3~4割が中等教育だけで社会に出る教育水準<sup>①</sup>を下敷きとして見ると、上記の区分をなおさら一般化するには及ばないことと思われる。この意味では、イタリアの小学校で協同組合に関する教育が行われている事実は、逆に当然

のことである。しかし、これをもって協同組合の社会的位置付けそのものが高いと判断することはできないであろう。

①EU雇用ガイドラインの各国での実施状況を分析し、相当の勧告が出されることはNote1で既に示しておいたが、Empfehlung des Rates zur Durchführung der Beschäftigungspolitik der Mitgliesstaaten,Brüssel,Kom(2000)yyy endgでは、たとえばスペインにおいて25-64歳の住民を見ると、中学卒以上は35%に満たず、これでは、「第1の柱」に掲げられている「生涯教育はまるで問題にならない」と指摘している(S.16.)。総じて南欧諸国について、他の資料でも、同様の指摘が為されている。また、低学歴の者に長期失業者が多いことは歴然たる事実である。

### 3. 第3システムに帰属する組織要件とは何か

#### 協同組合原則の社会的浸徹一般として

ここでは、第3システムの定義問題を扱うことはしないし、それは筆者の関心の埒外にある。むしろ、第3システムとはどのような原則、構造、性格を有するものと考えられているのか、これをEU官僚の見方、そして第5総局の支援を受けて調査されたパイロット事業分析を手がかりとして示しておきたい。

#### 1. EU 官僚たちの企業観念 -- 企業生態の転換しつつある今日という時代における起業環境の了解

Note-1において瞥見したように、1997年以降においてEU水準では起業が、とりわけ、第3システムを中心として構想され、追

求されることになった。その際に有力な論拠を提示したのはM・キャンベル教授をとりまとめ役とするプロジェクト・チームであった。しかし、同教授らの実踏調査に示唆を与える多くの研究、論考が既に世に出ていることを無視してはなるまい。

数多いそういった業績の中で、EU社会経済委員会の官僚たちに多大な影響を与えたものとして、Hallの『企業の感性』(Hall, "L'âme de l'entreprise", 1993)が挙げられる。同所の281ページに、筆者には変貌しつつある企業の諸契機がランダムに並べられているとしか思えないが彼らが注目した「企業のメンタリティ 昨日と今日」という対照表が掲げられている。

昨日	今日
・利潤が最優先の特質	・顧客満足が最優先の特質
・資本は金銭	・資本は人
・企画者は執行者とは別人	・企画者と執行者は混交人
・大量生産	・生産は非常に厳密
・商品化は生産とは異なる、提供者と顧客とは遠く隔たっている。	・商品化は統合され、業務提携の諸関係が提供者と顧客とにより維持される。
・組織は位階性の管理下にあり、機能的サービスは別の仕方では組織される。	・組織はチーム作業に従い編成され、チームの最適数は分野横断的(transversal)。
・成績は管理の目的に基づいて計測され、この視点からは金銭が基調となる。	・成績は、向上目的において計測され、その基準点はより広範囲となる。
・規模の経済への固執	・時の経済へのこだわり

また、Cannonの『歓迎すべき革命』(Cannon, "La révolution bienvenue", 1996)も挙げられる。同所の18ページで、企業環境の変化とのかかわりで新しい組織的倫理が触れられている。

革命前	革命後
・生涯雇用	・生涯を通じての雇用能力の維持
・変化のリスクの最小限化	・変化のチャンス の最大限化
・対決を基準として編成される管理	・協同に基礎を置く管理
・狭義に解される主要株主	・広義に解される主要株主
・報酬の集中・集積	・報酬の拡散
・経営査定にアクセントを置く	・技術査定にアクセントを置く
・連続性の視点	・非連続的連続の視点
・分割及び専門化が成功の鍵	・組織の調和的なアプローチ
・ビジョンにおける労働と事業との裂け目	・労働と事業とのビジョン統合
・伝統的規範への忠誠	・新しい規範の探究

そして、また、次の様な対比の内に現代的な組織のあり方が感得され、新しい起業機会の模索に舵を切り替えてゆく。以下は、Hames 著『管理の神話』(Hames, “Le mythe de la gestion”,1994) から。

工業時代の組織	情報時代の組織
・力点を計測可能な結果を基準に	・力点を、参加と代表への依存を伴う戦略的問題に
・最先端知識または技能の一価性に基づいて編成される組織	・学際的知識または技能の汎能性(poly-valence)に基づいて編成される組織
・責任が個人の水準に置かれる	・責任がチームに置かれる
・組織の視点から、各人の部署、役割および権限が断片的に細分化され、分節化	・部署、役割および権限の行列的で、柔軟な組織
・計画化、最終生産物への媒介の線型的アプローチ	・計画化への横断的なアプローチ
・生じた問題を次々にさばく反応型の方法、会計上の成果に対する強迫観念を伴う短期に集中される関心	・危機に陥らない内に困難を先取りする展望をもった方法、短期の実用主義と長期ビジョンとの間でのバランスの設定
・その土地の展望によりモデル化される計画化	・世界展望によりモデル化されるローカル・アクション

・統階的、線型的な情報の流出	・障壁のない、多様な境界面での情報のネットワーク化
・量的差異への関心の集中	・質的差異への関心の集中
・投資が設備、装置に集中	・投資が人的資本の開発に集中
・方法を経由した効率の探究	・公共の価値により結ばれるより良い成果の探究
・経営者エリートに発する改善の発意	・至る所からやってくる改善の発意
・今に基礎を置く論理、周知の事柄を処理することが肝心	・将来に向き換えられる前衛的な論理

ここに挙げたアメリカ経営学に端を発する論議については、当否を今は問わない。重要なことは、上に挙げた著者たちによる対照そのものが、2000年3月のリスボン欧州特別理事会に提出されたEU社会経済委員会の文書において明示されていたことである。

AVIS du Comité économique et social sur le thème “Emploi, économique et cohésion sociale-Vers une Europe de l’innovation et de la connaissance“(Sommet de Lisbonne, mars 2000, CES 244/2000 E-JL/sl, pp7-8.) この文書はそれとして考察に値するので、その紹介を他日に期す。

これらが、4柱構造に帰納され、そこから雇用戦略の具体的展開構造を演繹する教導的役割を果たしたと、控えめに言っても、推定できるのである。そして、また、4柱構造全体に knowledge- driven economy 観念が梁として廻らされ、かつ、そうやって相互に補強されてゆく判断素材がここに登場している。

EU 官僚は、かくして、企業環境、企業構造が大きく転換してゆく気象条件の下で起業の機会、構造を全体として、協同組合的な経営、運営の手法、関心といったものが企業一



般に浸徹する時代の相において理解し、起業における協同組合の役割、そして企業諸形態内での協同組合の再評価に繋がる契機を正面から掲げるに到ったと言って良い。そして、かかる起業装置を包括して第3システムという術語を当てている。彼らは、言葉としては明示しないものの、ローカルな仕事起こしの主体として労働者協同組合を想定していることが、上記の対照表からも窺える。

cf, Allan LARSON, The local dimension of the European Employment Strategy, pp.8-9. ラーソンは、リスボン欧州サミットで3つの「敵陣突破作戦」が達成されたとして、その第3は、「EUにおける活動の新しい路を敬開するための」ものであり、「EUの諸制度、各国政府、社会的パートナー、地方の諸機関及びローカルな水準のその他の主体との間のオープンな協同という新しい方法に基づくものである」と言う(ibid, p.3.)。「主体」とは、「アメリカ合衆国と比較して欧州に不足しているもの、すなわち、サービス経済を発展させるニーズ」の開発者、つまり、第3システムを指している。

## 2. EU のパイロット事業の調査分析との関連で

「社会的サービス」分野での9ヶ国プラスEUの47の第3システムのパイロット事業を分析したボルツァーガは、「大概の欧州の国々は第3システムの諸組織が財貨の継続的かつ自主的な生産またはサービスの提供に關与する完全な能力を承認せず、かつ、これら組織をadvocacy work<sup>(1)</sup>に限定する傾向がある。

いくつかの法的諸形態は、協同組合を例にとれば、ある国々では明白な社会的課題を掲げるが、その他の国々では私的な課題だけ

を有するものとみなされている。近年になって新しい法的形態が若干の国で承認されるようになってきている(イタリア、ポルトガルの「社会的協同組合」、ベルギーの「社会的目的を有する企業」、フランスの「労働統合企業」)が、それは第3システムにより果たされる役割のシフトを反映する」と観測している(ibid, p.2.)。

<sup>(1)</sup> 行論とは直接に関連しない問題ではあるが、この言葉に与えるふさわしい訳語が定着していない現在、いささかの検討を行っておく

概して第二次大戦後の福祉国家を前提とすると、直接の金銭給付・移転(年金、失業給付、障害者給付、寡婦給付など)を中心とする国において民間が福祉サービス給付を担ったケース(ドイツ、フランス、ベルギー、イタリアなど)でのプロバイダーの活動を称し、また、公共的利益を有するサービスの(準)公共的な独占供給のケース(イギリス、スウェーデン)で行政の基準にもれた階層、人々に対する補完的な給付を行う民間のプロバイダーの活動を称してこの言葉を充てるかぎり、それは、public supporting activities by citizens、つまり「救恤(きゅうじゅつ)活動」となると判断する。アメリカでのNPOの有する機能としてのadvocacy workに「自立支援」の訳語を充てる(手島繁一)試みもある。しかし、パターンリスティックな公共、公共による独占的事柄としての福祉、連帯ではなく競争を唯一の原理とする工業社会、したがって「自立」は私事、といったパラダイムの下でのadvocacy workには、「救恤活動」という古色蒼然たる言葉をあてる方が現代と彼の時代との落差を示す上で適切である。現状でのかかる活動を歴史的な文脈で見ると「非営利活動」となるわけである。

なお、ボルツァーガの分析には福祉制度

の歴史的整理において混乱が見られる。前掲書のp.3,p.15,p.39を参照されたい。ところで、ボルツァーガの文脈にはロジックとして時々不明瞭な箇所がある。だから、彼の文章を引用する時には、察するにかくあるであろう、という文脈として筆者は読むことにする。

他方で前掲のロイドは「社会的サービス」の諸主体を次のように観察している。「ある国々では、例をあげればスペイン、イタリア、ポルトガルでは、協同組合運動(労働者、組合員及び生産者)は第3システムの姿形にパワフルな衝撃を与えて来ている。ドイツが主たる例となる他の国々では、教会、政党及び労働組合に基礎を置く力強い第3セクタの慈善事業が、ヘルス・ケア、社会的ケア及び教育といったいくつかの面において主たるプロバイダーとして国家により承認されてきた。

英国及びスウェーデン・モデルは社会福祉の直接の国家的給付を体験して来たので、これに対応して過去50年にわたり伝統的な第3セクタ及び協同組合運動には限定的な役割しか与えられてはこなかった。フランスについてはモデルはまったく異なっている。国家がパワフルな役割を果たすにせよ、労働組合の全国連合会、地域連合会及びassociationの急激な発展といった複合的システムも限定的な役割を果たしている」と(Lloyd, ibid, p. vii.)。

ボルツァーガとロイドの観測の可否を問うことなく(を無理を承知で重ね合わせると、「社会的サービス」を給付する第3システム主体について次のような典型的整理が各国について可能であるかに見える。むろん、これは、筆者の独断的な試みである。

「社会的サービス」の給付主体にまつわる印象として。

協同組合型 スペイン、イタリア、ポルトガル

労働組合、association フランス

非事業的結社 ドイツを始めとして、上記の国々を除くEUの大半の諸国

教会、政党、労働組合という非事業的結社による慈善事業及びassociationは上述の意義でadvocacy workに類別される。従って、「社会的サービス」に従事している無数のサンプルを調査、研究すると如上の判断を裏付けることになるかも知れないし、また、そうではないかもしれない。だが、「現在」の一定の傾向が識者によって上のように捉えられている、ということに留意して、少し先きを急ごう。

ボルツァーガ曰く、

「しかし、1980年代の終わり以来、多くの第3システム組織は、その役割を、自治体の利益を体するサービスの、一定程度の自治を伴う企業的生産者へ欧州であまねく移行させていった」と(ibid, p.2.)。

すなわち動的な相で、つまり「この進化のパターン」で諸主体を観察すると、社会福祉における公共的独占の崩壊過程の中でpublic supporting activitiesにおいて概括されうるadvocacyの組織が「一定程度の自治を伴う企業的生産者へ欧州であまねく移行」しつつあるという事実 -- これを筆者は組織の「ライフサイクル」と称する -- は、パイロット事業に関与している人々への「第3システムの要件となる性格とは何か？」という質問に対する自己了解ともなって表れる。

「第3システムと看做されうる組織にとって必要とされる制度的フレームワークに基づいて定義を行うよりかは、stakeholdersの利益に配慮して定義をするほうがし易い」。解

析的に言えば、「構成員制度 membership」、「利益代表制度」、「コミュニティ・コントロール」(コミュニティ・セクタの一部としての第3システム)が大きな重要性を有する、と((ibid,p.3.)。

これは、確かに「その法的形態とは独立して、ローカル・コミュニティのために、または、コミュニティに暮らす人々の集団のために活動し、かつ、幾分かはコミュニティ自体によってコントロールされる民間の、自治的な not-for-profit 組織」の諸特質を一般的に言い当てるものに過ぎない。しかし、それは「企業的生産者」を前提とした諸特質であることにより、association とは区別される実質的な意義での協同組合 -- ここで言う「実質的な意義での協同組合」の含意は Note?3 に照らし合わせて了解されたい -- の仕組みを表すか、それに近似するものである。かかる判断を裏打ちするものは、イタリア、スペインなどにおいて、advocacy work を担って来た assocaition が「社会的協同組合」に転換しつつあるということであり、また、フランス、ベルギーにおいて試みられている、非経済的社団としての association の生産的、経済的内容を強化(BORZAGA,ibid,42.)する過程が進行している事実求められる。そして、こういった「ライフサイクル」の傾向は、「社会的サービス」を提供してきた伝統的な組織において脆弱であったガヴァナンスの構造問題(BORZAGA,ibid,21.)に関わっていることを併せてここで確認しておきたい。